

法務省民商第1680号

平成23年7月13日

法務局長殿

地方法務局長殿

法務省民事局長

登記・供託オンライン申請システムに送信された登記事項を利用してする商業・法人登記事務の取扱いについて（通達）

商業・法人登記事務の取扱いについては、平成15年6月20日付け法務省民商第1790号当職通達「登記事項を記録した磁気ディスクの提出による商業登記等の事務の取扱いについて」により、登記官は、申請人から登記事項を記録した磁気ディスクの提出を受けた場合には、これを受け取ることができるとされているところですが、今後は、これに加え、下記による取扱いをしても差し支えありませんので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

- 1 登記官は、申請人から登記・供託オンライン申請システムにより登記事項に係る情報の送信を受けた場合には、これを受け取ることができるものとする。この場合においても、申請書には、登記事項を記載しなければならない（商業登記法（昭和38年法律第125号）第17条第2項第4号）が、登記・供託オンライン申請システムの申請用総合ソフト等（法務省が提供する登記・供託オンライン申請システムで取り扱う手続の全てを行うことができるソフトウェア及び民間事業者が登記・供託オンライン申請システムを利用するため作成したソフトウェアをいう。）を利用して申請書を作成する場合において、当該申請書に記載すべき事項に外字が含まれているときは、当該外字の字形を表現した画像ファイルの名称をその外字に代えて申請書に記載した上、当該画像ファイルを印刷した書面を申請書に合てつし、契印していれば、申請書にその外字が記載されているものとして取り扱って差し支えない。

2 送信を受けた登記事項に係る情報は、記入事務において利用して差し支えないが、その内容と申請書の記載との間にそごがある場合には、申請書の記載に基づいて記入事務を行うものとする。当該情報をを利用して記入事務を行った場合の校合事務においては、外字処理の確認のほか、申請書どおりの記入がされているかどうかについて的確な校合作業を行うものとする。

3 1の申請書の補正については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 申請書の不備が補正をすることができるものである場合において、登記官が定めた補正を認める相当期間を当該申請の申請人に告知するときにおける商業登記等事務取扱手続準則（平成17年3月2日付け法務省民商第500号当職通達。以下「準則」という。）第50条第1項本文の規定の適用については、同項(4)中「補正の方法」とあるのは、「補正を書面により行わなければならぬ旨の案内」とする。

(2) 登記官は、(1)により読み替えて適用される準則第50条第1項本文に規定する適宜の方法として、同項に掲げる事項を記録した補正のお知らせを登記・供託オンライン申請システムに掲示する方法によるものとする。

(3) 登記官は、(2)の補正のお知らせが登記・供託オンライン申請システムに掲示されたことを確認した上、補正のお知らせの内容を印刷し、印刷した書面と申請書とを一括して管理するものとする。